

刑法等の一部を改正する法律の施行について

施行日 令和7年6月1日

刑の執行猶予制度の拡充等について

1 再度の執行猶予の適用範囲の拡大

- ・再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑を、1年から2年に引き上げる。
- ・初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再び執行猶予を付することができる。

2 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入

- ・猶予期間中に再犯し、その判決確定前に猶予期間が経過した場合にも刑の執行ができるようにする。（猶予期間全体を通じ、心理規制を機能させる）

3 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

保護観察付全部猶予者の保護観察強化

保護観察開始時における 保護観察官による処遇

- ・保護観察の開始当初のおおむね3か月間＝開始時重点的アセスメント期間とする。
- ・重点期間において、保護観察官が複数回の面接を実施する。

開始時重点的アセスメント

- ・心理検査を実施する。（少年鑑別所に依頼、原則として非対面式）
- ・ライフヒストリーの詳細な聴取や生活状況等の調査を実施する。
- ・行政等の関係機関や関係人から聴取する。

アセスメントを踏まえた 担当保護司の指名の検討

- ・担当保護司の指名の可否、単独又は複数の指名を検討する。
- ・保護観察官は、危機場面における対処方法や対象者の能力等に応じたコミュニケーションの留意事項等の共有を懇切に行う。